

第1回 杉並区中・高校生の新たな居場所づくり懇談会

日時 平成25年5月22日(水)午後6時30分～
会場 杉並区役所 第5会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶 子ども家庭担当部長 徳 嵩 淳 一
- 3 委嘱状交付
- 4 自己紹介
- 5 資料確認
- 6 会長及び副会長の選出
- 7 懇談会の進め方について
- 8 中・高校生の居場所事業の現状等について
- 9 意見交換
- 10 閉 会

- 資料1 杉並区中・高校生の新たな居場所づくり懇談会委員名簿
資料2 杉並区中・高校生の新たな居場所づくり懇談会設置要綱
資料3 平成25年第1回区議会定例会における区長答弁骨子
資料4 「区立施設の再編・整備」についての基本的な考え方
資料5 懇談会の進め方について(案)
資料6 青少年実態調査について
資料7 中・高校生の居場所事業の現状等について

次回懇談会の予定 7月27日(土)午後

杉並区中・高校生の新たな居場所づくり懇談会委員名簿

No	氏名	資格	職	備考
1	井上 仁	学識経験者	日本大学文理学部教授	
2	大竹 智	学識経験者	立正大学社会福祉学部教授	
3	水野 珠実	青少年関係団体	杉並区青少年委員協議会会長	
4	徳嵩 淳一	行政機関	杉並区保健福祉部 子ども家庭担当部長	
5	本橋 正敏	行政機関	杉並区教育委員会事務局 生涯学習スポーツ担当部長	

杉並区中・高校生の新たな居場所づくり懇談会設置要綱

平成25年5月7日

25杉並第6330号

(設置)

第1条 これからの時代にふさわしい中・高校生の居場所づくりのあり方について、専門的な知見に基づく幅広い意見や助言を得るため、杉並区中・高校生の新たな居場所づくり懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 中・高校生の新たな居場所づくりのあり方に関する事項
- (2) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 懇談会は、次の委員で構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 区内の青少年関係団体の代表 1名
- (3) 保健福祉部子ども家庭担当部長
- (4) 教育委員会事務局生涯学習スポーツ担当部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に定める所掌事項の検討が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、会長に懇談会の開催を求めることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月7日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に定める所掌事項の検討終了をもって廃止する。

懇談会の所掌範囲について

	若者（中・高校生を含む）		
	生活困窮者の支援 社会参加への支援	健全育成の支援	
相談支援	福祉事務所による支援		
日常生活支援 （アウトリーチ）	就労支援センターによる 新たな支援の 取組		
社会参加・交流 （居場所づくり）		教育委員会による 支援	懇談会の所掌範囲
中間的就労			就労支援センターによる 新たな支援の取組
一般就労	ハローワークによる支援	就労支援センターによる 支援	